

貸 付 意 向 申 出 書

令和 年 月 日

川越市長 様

(住 所)
(氏 名)
(年 齢) 歳
(電話番号)

1 農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業で、以下の農地を貸付けたいので申し出ます。

【農地の所在等】

	大字	字	地番	現況 地目	面積 (㎡)	栽培 作物	貸付期間	賃貸 (円/10a)	現在の 耕作者	備考 (特記事項)
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										

※「現在の耕作者」欄には、申出者が耕作している場合は、自作、申出者以外が耕作している場合には、その耕作者 の氏名を記入してください。

※「備考（特記事項）」欄には、耕作するに当たって支障がある事項（水はけ、土質、形状、進入路、権利関係など）や農地の特徴について記入してください。

2 なお、農用地等の利用方法について以下の利用方法で使用する場合は、制約を付けたいので申し出ます。

項 目	制約のある場合は○	項 目	制約のある場合は○
永年性作物		ビニールハウス	
植木		農業用施設	
その他制約を付ける項目（具体的に記載）			

※制約をつけたい（利用してほしくない）項目の欄に○印を記入

3 農業経営の意向について

選択肢	あてはまるものに○
農地中間管理事業に参加	
農地中間管理事業に参加して耕作する	
離農する	
農地を相続したが農業は行わない	
農業部門を減少（転換）する	
その他（具体的に記入： ）	

※事業に参加して耕作する場合、農地中間管理事業借受希望申込書の提出が必要

（裏面あり）

- 4 私は、機構関連事業について、以下の事項について説明を受け、承諾しています。
- （1）機構関連事業（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業をいう。）は、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、埼玉県が事業実施主体となって、農業者の費用負担や同意を求めずに農地区画整備（これに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を含む。）、農業用排水施設、農道及び暗渠等の整備を行う基盤整備事業です。機構に貸し付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがあります。
 - （2）機構関連事業の対象となる農用地等は、埼玉県農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から 15 年以上あるものです。
 - （3）事業実施地域については、埼玉県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。
 - （4）機構関連事業対象の農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、機構の借受期間が満了し、除外要件等を満たす場合に限り可能です。
 - （5）機構関連事業が行われた農用地等の所有者が機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収されます。

- 5 私は、貸付意向申出書の提出にあたり、以下の事項について、承諾しています。
- （1）氏名、住所、電話番号、貸出し農用地等の所在、地目、面積及び当該農地の利用方法等への意向等について、必要に応じ市町村・JA等の関係機関、団体、個人へ「情報提供」されること。
 - （2）十分な借受希望者が確認できない等、機構が定めている基準に適合しない農地については、借り受けられない場合があること。
 - （3）機構へ農地貸付後および受け手から返還後、貸付見込みがない場合は、返還されること。
 - （4）貸付意向の農地に、固定資産税及び土地改良事業の経常・特別賦課金について未納がないこと。
 - （5）機構へ農地貸付後、1「備考（特記事項）」欄に記載されている事項以外に、耕作するに当たって支障があることが判明した場合は、返還されること。
 - （6）転貸及び再転貸する担い手等の選定については、機構に一任すること。
 - （7）相続税及び贈与税の納税猶予の適用がある場合には、貸付後 2 か月以内に税務署へ必要な届出をすること。
 - （8）平成 21 年 12 月 14 日以前の相続等による納税猶予（相続税）の適用を受けている農地を機構へ貸し付けた場合、猶予税額の免除要件が「相続人による 20 年間の営農継続」から「相続人が死亡した場合（終身の農地利用）」に変更されること。

6 その他

機構への農地の貸付においては、別途市町村へ提出する農用地利用集積等促進計画書が必要になります。また、賃貸借契約の場合、様式例 2 のとおり機構への口座番号の通知が必要になります。